

# 玉名市人材育成基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、玉名市人材育成基金条例（平成17年条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象事業)

第2条 条例第1条の目的を達成するため、次条に規定する個人等が行う次の活動に対して玉名市人材育成基金助成金（以下「助成金」という。）を交付する。ただし、本市の他の制度又は予算措置により助成の対象となる事業は除く。

- (1) 教育、文化、環境、福祉、産業等の振興に資する人材育成のための研修会等への参加又は研修会等の開催
- (2) 地域づくりの推進に資する人材育成のための研修会等への参加又は研修会等の開催
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例の目的が達せられると認められるもの

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市に在住する個人
- (2) 本市に事務所等を有する団体又はグループ（以下「団体等」という。）

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 助成金の率 次条に規定する対象経費の総額から国、県等の助成額を除いた額の2分の1以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
- (2) 助成金の限度額
  - ア 海外の研修会等への参加 1人につき10万円、1団体等につき50万円
  - イ 国内の研修会等への参加
    - (ア) 特に市長が必要と認める研修会等で、市が受講者を募集するもの 1人につき30万円
    - (イ) (ア)に掲げる研修会等以外の研修会等 1人につき5万円、1団体等につき25万円
  - ウ 研修会等の開催 1件当たり20万円
- 2 個人又は団体等の2回目以降の申請に係る限度額は、助成対象となる事業の別を問わず、当該申請の日の属する年度から前々年度までの間において助成を受けた額を前項第2号に規定する限度額から除いた額とする。

(助成の対象経費)

第5条 助成金に係る対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 研修会等への参加に係る対象経費は、研修負担金、交通費及び宿泊費とする。
- (2) 研修会等の開催に係る対象経費は、会場設営費、講師派遣費その他市長が特に認めた経費とする。

(申請書等の提出)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、人材育成基金助成金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付し、市長が指定する募集期間内に市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)及び主催者発行の事業実施要項等
- (2) 事業予算書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受け付けた場合において、その内容を玉名市人材育成基金助成審査会(以下「審査会」という。)に諮り、審査会が適当であると認めたときは、助成金の交付を決定する。この場合において、市長は、必要に応じ関係機関又は団体の意見を聴くことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、人材育成基金助成金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者は、事業終了後速やかに次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 人材育成基金助成金実績報告書(様式第5号)
- (2) 事業費精算書(様式第6号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成交付額の確定)

第9条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付額を確定して、助成金の交付の決定を受けた者に対し、人材育成基金助成金交付確定通知書(様式第7号)により通知し、助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、原則として額の確定後に行うが、市長が助成対象事業の遂行上必要があると認めたときは、交付の決定を受けた額の範囲内において概算払をすることができる。

3 前項の場合において、助成金の交付の決定を受けた者は人材育成基金助成金概算払請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(審査会)

第10条 基金の公平かつ効率的な管理運営を図るため、審査会を置く。

2 審査会は、企画経営部長、総務課長、企画経営課長、市民課長、総合福祉課長、農林水産政策課長、建設課長及び教育総務課長をもって組織する。

3 審査会に会長及び副会長を置き、会長は企画経営部長、副会長は企画経営課長が務めるものとする。

4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

6 審査会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(審査会の庶務)

第11条 審査会の庶務は、企画経営部企画経営課において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月3日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、玉名市人材育成基金実施要綱（平成6年玉名市告示第21号）、岱明町人材育成基金条例施行規則（平成4年岱明町規則第13号）、天水町人材育成基金条例施行規則（平成4年天水町規則第1号）又は天水町人材育成基金実施要綱（平成4年天水町要綱第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

※様式 略